

# 奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための支援調整会議 の傍聴要領

令和6年5月16日

奈良県困難な問題を抱える女性への  
支援のための支援調整会議

奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための支援調整会議（以下「会議」という。）の傍聴については、以下のとおりとする。

## 1. 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、原則会議の2日前までに、電話又はFAXにより申し込んでください。

必要事項：氏名及び住所、電話番号

宛先：こども・女性課 TEL 0742-27-8679 FAX 0742-24-5403

その他：傍聴の受付は申し込みの先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

※傍聴の申込又は当日受付において記入した個人情報は、傍聴人整理の目的以外には使用しません。

- (2) 会議当日は、名簿に氏名及び住所を記入し、許可を得たうえで、係員の指示に従って会場に入室し、所定の席に着席してください。
- (3) 傍聴の定員は、原則5名とします。但し、会場の規模等を考慮し、定員を増減することがあります。

## 2. 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は傍聴席に着席すること。なお、会議中に退出される場合は事務局係員に申し出ること。
- (2) 会議開催中は静かに傍聴すること。
- (3) 旗、のぼり、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙等をしないこと。
- (6) 会場内において会議の写真撮影、録画、録音等は行わないこと。  
ただし、報道機関が行うテレビ撮影及び写真撮影は、会議の冒頭（審議が始まるまで）とします。
- (7) 傍聴が可能な案件の会議が終了した場合、又は事務局係員が指示した場合は速やかに退場すること。
- (8) 会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- (9) その他事務局係員の指示に従うこと。

### **3. 会議の秩序の維持**

- (1) 傍聴者は会議の傍聴に当たって、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 「2. 会議を傍聴するに当たって守るべき事項」に違反した場合、注意を促します。注意に従わないときは、会場から退場して頂くことがあります。

### **4. その他**

- (1) 会議資料については、傍聴席にて閲覧して頂くことができます。なお、会議資料の提供を希望される場合は、事務局係員に申し出てください。複写等により対応させていただきます。